

サステナビリティ経営の戦略法務第 4 回

- EU の企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）のアップデート(3) -

企業法務 & ヨーロッパニュースレター

2024 年 9 月 2 日号

執筆者:

渡邊 純子

j.watanabe@nishimura.com

藤井 康次郎

k.fujii@nishimura.com

閻 佳悦

k.yan@nishimura.com

I CSDDD 発効、2027 年 7 月以降に順次適用開始

2024 年 7 月 5 日、一定の要件を満たす EU 域内外の企業に対して人権・環境デューデリジェンスの実施を義務付ける EU の企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD（Corporate Sustainability Due Diligence Directive））（以下「本指令」といいます。）が EU 官報に掲載され¹、同月 25 日に発効しました。本指令の内容に従い、各 EU 加盟国は、今後 2027 年 7 月 26 日までの間に、EU 域内外の企業に対して人権・環境デューデリジェンスの実施を義務付けるための国内立法を進め、同日以降、対象企業の規模に応じて順次適用が開始されることとなります。また、本指令の発効日である 2024 年 7 月 25 日、欧州委員会から、CSDDD に関する FAQ（Frequently Asked Questions）も公表されました²。

本ニュースレターでは、ステークホルダーとの対話をテーマに、本指令により企業に課せられる義務の内容を踏まえた実務対応上の留意点について、前々回の「[サステナビリティ経営の戦略法務第 2 回 - EU の企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）案のアップデート\(1\) -](#)」及び前回の「[サステナビリティ経営の戦略法務第 3 回 - EU の企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）案のアップデート\(2\) -](#)」に引き続き概説します。

II ステークホルダーとの意味のある対話を行う義務

1. 本指令上の「ステークホルダー」とは

本指令の適用対象企業は、デューデリジェンスを実施する過程での各段階において、ステークホルダーと

¹ Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859Text with EEA relevance, OJ L 2024/1760, 5.7.2024 ("CSDDD"), available at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL_202401760>.

² Directive on Corporate Sustainability Due Diligence: Frequently Asked Questions, as of 25 July 2024 ("FAQs"), at <https://commission.europa.eu/document/download/7a3e9980-5fda-4760-8f25-bc5571806033_en?filename=240719_CSDD_FAQ_final.pdf>.

の対話を行うことが求められます。本指令上、ステークホルダーとは、本指令の適用対象企業、その子会社又はビジネスパートナーの製品、サービス又は事業によってその権利・利益に負の影響を受ける又は受ける可能性のある個人・グループ・地域社会・事業体を指しており、この中には、適用対象企業やその子会社の従業員に限らず、ビジネスパートナーの従業員、労働組合・労働者代表、人権・環境関連の国家機関、環境保護を目的とする市民社会組織、これらの正当な代表者等も含まれると定義されています。

2. 平時からのステークホルダーとの対話の効果と意味合い

弊職らの経験上、ステークホルダーとの対話は、従前、国連のビジネスと人権に関する指導原則（以下「指導原則」といいます。）に基づく人権デューデリジェンスを実施する中でも、多くの日本企業が不得手としてきた点といえます。NGO等からの指摘を受け弊職らにご相談いただく企業の中には、まだデューデリジェンスを本格的に実施していない企業も、既にある程度の取組を長期間にわたり進めてきた企業もありますが、後者の企業であっても、**NGO等のステークホルダーからの指摘をゼロにすることはできないのが人権・環境リスクの特徴**ともいえます。本指令が参照している指導原則やOECDの多国籍企業指針も、人権・環境への負の影響をゼロにすることまでを求めているわけではなく、また、当該負の影響は常に存在していることを前提としています。その上で、本指令はあくまでも、当該負の影響を可及的に軽減していくための体制を企業として整備し、継続的に当該負の影響に対処していくという行為義務の履行を求めるものです（前回の「[サステナビリティ経営の戦略法務第3回 - EUの企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）案のアップデート\(2\) -](#)」も参照。）。よって、どれほど取組を進めても、外部からの指摘を完全に防止することはできず、また、指摘を受けること自体（バリューチェーン上に人権・環境リスクが存在すること自体）が本指令上の義務違反を基礎付けるわけではありません。

一方で、企業としては、人権・環境リスクの性質上、**仮に自社の子会社やサプライヤー等で発生した人権・環境リスクへの指摘があった場合でもグループ全体としてのレピュテーションリスクに結びつきやすく**、そうなった場合には**対応方針について親会社の経営トップの決裁事項となることも多い**ことから、企業としての危機管理上も、できるだけ予期せぬ形での外部からの指摘を回避し、また、仮に指摘がなされた場合でも可能な限り適切に対応できるようにすることが重要となります。そのためにも、平時から、要点を押さえたデューデリジェンスを実施し、かつ、透明性を確保して開示を継続しておくことが効果的といえ、その際の**最も有効な施策の一つが、平時からのステークホルダーとの意味のある対話**です。

これは、企業として、使用者側からはどうしても見えにくい現場のリスクに関する情報をしかるべき情報源から正確に得て、それを元にリスクの特定・評価を行うことにより、最も効果的にかつ正当性を担保しながら人権・環境への負の影響に対処できるようにするため、また、いざ外部からの指摘がなされた場合に、正確な事実関係やあるべき対処方法・救済策について平時からステークホルダーと対話し協議しやすい関係を構築しておくことが円滑な有事対応に繋がるという効果もあるためです。さらに、本連載の後の回で解説するとおり、本指令で導入された民事責任の規定を踏まえ、企業としては、デューデリジェンスに係る適切な措置を実施していたことを後日においても立証できるように記録化し証拠として保持しておく必要があるところ、ステークホルダーとの意味のある対話も、これを裏付ける重要な情報として位置付けられることになると考えられるためです。

適用対象企業の民事責任の規定を含む本指令の発効を踏まえ、今後は、サプライチェーン上の人権・環境

リスクに関する訴訟も更に増加していくことが予想され、また、実際にも海外では既にビジネスと人権に関する訴訟も増加しているところ、企業としては、紛争予防の観点からも、自社の法的責任の有無・範囲をできるだけ適切に平時から管理できるようにするためにも、平時からのステークホルダーとの意味のある対話に裏付けられたデューデリジェンスの実施とその記録化が重要といえます。

3. ステークホルダーの更なる広がりへ備えて

本指令では、人権リスクのみならず環境リスクへの対応も求められ、ステークホルダーの範囲にも、上述のとおり、環境 NGO 等が含まれています。このように、企業として対話すべきステークホルダーの範囲は今後更に広がっていくといえます。もっとも、本指令上、企業は、いわゆる「リスクベース・アプローチ」に基づき、負の影響の深刻度や発生可能性の高い領域から優先順位を付けて対処していくことが許容されているため（前回の「[サステナビリティ経営の戦略法務第 3 回 - EU の企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）案のアップデート\(2\) -](#)」も参照。）、上述した「ステークホルダー」の定義中に列挙されている全ての主体との対話を網羅的かつ同時並行的に継続実施することが求められるわけではないとの解釈が可能です。弊職らがデューデリジェンスの実施をご支援させていただく中では、労働権に対するリスクの調査であれば、できるだけ早い段階で、労働組合又は労働者代表との対話を推奨しています。従前の労使対話を通じてどのような取組がなされてきたかについては、日本企業の中でも各社により大きく異なりますが、労働者の生の声を集約しやすい立場にある労働組合との対話が効果的な情報収集に繋がる場合が多くあります。

本指令上、企業は、ステークホルダーとの協議を行うに当たり、効果的かつ透明性のある協議実施のため、営業秘密に抵触しない範囲で、必要に応じて関連情報を包括的に提供しなければならないとされています。その際、ステークホルダーは、企業に対して関連する追加情報の提供を求める旨の合理的な要求を行うことができ、当該要求がなされた場合、企業は、合理的な期間内に、適切かつ理解しやすい形式で情報を提供しなければならないことも規定されました。また、企業が追加情報に関する当該要請を拒否する場合、ステークホルダーには当該拒否の理由について文書で説明を受ける権利があることも明記されました。このように、ステークホルダーに新たな情報請求権も認められていますので、企業としては、しかるべき情報開示の要請に対応できるようにするためにも、日頃から要点をおさえたデューデリジェンスを実施し、かつ社内で記録化しておくことが重要です。

また、本指令の適用対象企業は、守秘性又は匿名性を担保すること等により、協議に参加したステークホルダーが報復の対象とならないことを確保しなければならないとされています。さらに、ステークホルダーとの効果的な協議を実施することが合理的に不可能である場合、企業は、追加的に、実際の又は潜在的な負の影響に関して信頼できる知見を提供することができる専門家との協議を実施することが求められます。あくまでも、第一次的に対話すべきステークホルダーは（デューデリジェンスの実施を支援する）専門家ではなく、上述のとおり「その権利・利益に負の影響を受ける又は受ける可能性のある個人・グループ・地域社会・事業体」とされていることに注意が必要です。

次回は、ステークホルダーとの対話と同様に、多くの日本企業にとっての実務上の課題である、グリーンバンスメカニズムの設置等について概説します。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com